

(一財) 埼玉県高等学校安全振興会 事務説明次第

令和5年4月18日
14:00～15:30

- 1 本会の趣旨
埼玉県立高等学校等の生徒の安全と健康増進を目指して、その普及充実を図るとともに生徒の学校管理下における事故の救済を推進することにより、学校における教育活動の円滑な展開に資することを目的とする。生徒が毎日の学校生活で、通学を含め授業・部活動その他色々な活動を行う際、残念ながら、細心の注意を払って活動していても、実際、多くの災害が発生しています。その状況下でも、学校が萎縮せず、伸び伸びと本来の教育活動を行えるよう支援する。
令和元年度に「安全互助会」が発足。平成23年度から、新法の「PTA・青少年教育団体共済法」に基づき、(一財)埼玉県高等学校安全振興会として活動開始。
- 2 (一財) 高等学校安全振興会の事業運営について
 - (1) 令和5年度事業計画(資料1) 2
 - (2) 令和4年度給付件数と給付額(資料2) 3
- [事務内容の説明]
- 3 加入について(資料3)
 - (1) 加入の手続きと会費等納入手続き 4
 - (2) 追加加入の手続きと会費等 4
- 4 見舞金等の給付について(資料3)
 - (1) 見舞金の対象となる災害 4
 - (2) 見舞金等の種類 5
 - ア普通見舞金… ①傷病見舞金 ②障害見舞金 ③死亡見舞金
 - イ特別見舞金… ①傷病見舞金 ②障害見舞金 ③死亡見舞金
 - ウ供花料
- 5 見舞金請求の手続きと見舞金給付までの事務(資料3)
 - (1) 請求の出発点 6
 - ア普通見舞金
 - イ特別見舞金・供花料
 - (2) 特別見舞金の添付書類 6
 - (3) 供花料 6
 - (4) 見舞金給付までの事務 6
- 6 特別見舞金(障害見舞金)[1～2本の歯科補綴]の障害報告書の留意事項(資料3、5) 7
- 7 給付を受ける権利の時効(資料3) 7
- 8 見舞金等の給付期間(資料3) 7
- 9 請求事務に必要な書類(諸用紙)について(資料3) 8

参考資料

- | | |
|----------------------------------|----|
| ①スポーツ振興センター「医療費支払通知書」(資料4) | 9 |
| ②スポーツ振興センターへの照会(資料5) | 10 |
| ③普通見舞金(傷病)支給額早見表(資料6) | 11 |
| ④加入の月と会費額(別表) | 12 |
| ⑤共済証書(例) | 13 |

資料 1

令和5年度 事業計画(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和5年

- 4月11日 公認会計士による令和4年度会計対象の監査
- 4月18日 事務説明会
- 4月25日 安全振興会内部監査
- 5月10日 公認会計士による令和4年度会計対象の監査
- 5月12日 交通安全指導支援事業の希望期限
- 5月22日 令和4年度第3回理事会
- 6月12日 令和4年度第2回評議員会(決算等)
- 12日 令和5年度第1回理事会(新役員等)
- 6月16日 加入生徒数と事務担当者の報告
- 6月下旬 交通安全指導支援事業委託校決定
- 7月7日 令和5年度第1回評議員会
- 7月下旬 法務局へ財団役員の変更届及び事業報告書を県に提出
- 9月上旬 高等学校安全振興会だより第58号発行
- 11月上旬 公認会計士による令和5年度会計対象の第1回監査
- 11月中旬 学校安全教育推進事業「生徒指導専門委員会研修会」(県高P連主催)後援
- 11月下旬 学校安全教育推進事業「家庭教育専門委員会研修会」(県高P連主催)後援
- 12月8日 全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会・研究協議会(鹿児島県)
- 12月上旬 県教育委員会総務課による立入検査

令和6年

- 1月下旬 「高校生の安全教育に関する研究協議会並びに講演会」
(高等学校安全教育研究会主催)後援
- 1月下旬 「埼玉県学校健康教育推進大会」(県教育委員会と共催)
- 2月上旬 各校に加入案内配布
- 2月上旬 令和5年度第2回理事会
- 3月上旬 各校に加入届提出依頼
- 3月中旬 各団体に安全振興会役員の選出依頼

資料 2

令和 4 年度加入・給付状況

1 加入状況 (括弧内は前年度3月末)

	全 日 制	定 時 制	特 別 支 援 学 校
人 数	104,658 (106,563)	3,318 (3,441)	0 (0)
学校数	140/140 (139/139)	24/24 (23/23)	0/36 (0/36)
加入率	100% (100%)	100% (100%)	0% (0%)

2 給付状況 (括弧内は前年度末)

種 類		件 数 (件)	給 付 額 (円)
普 通 見舞金	傷病見舞金	2,230 (2,576)	38,903,500 (42,196,000)
	障害見舞金	2 (4)	225,000 (725,000)
	死亡見舞金	0 (0)	0 (0)
特 別 見舞金	傷病見舞金	24 (19)	767,000 (697,000)
	障害見舞金	9 (6)	750,000 (1,450,000)
	死亡見舞金	0 (0)	0 (0)
供 花 料		13 (10)	1300,000 (1,000,000)
合 計		2,278 (2,615)	41,945,500 (46,068,000)

※ 「安全振興会の手引き」参照

I 加入について

- 1 加入の手続きと会費納入手続き --- 加入生徒数報告用紙 (P9様式3) の提出 (FAX不可) と会費納入

- (1) 加入条件…①各高等学校のPTAが高P連 (埼玉県高等学校PTA連合会) に加入していること。(国際中等教育学校は加入不要)
②スポーツ振興センター (独立行政法人日本スポーツ振興センター) に加入していること。

Q 1 : 海外からの留学生の加入は? … A : 加入できる。スポーツ振興センターに加入をすること。

- (2) 加入の手続き…「加入生徒数報告 (様式3)」を指定期日までに提出

Q 2 : 新年度のPTA会長はまだ決まっていないが? … A : 前年度の会長名で可
Q 3 : 加入生徒数報告の加入者数はいつの時点か? … A : 提出日時点の加入者数を記入してください。

- (3) 会費納入手続き…指定期日までに本会指定口座に「会費」を納入。この時のみ、振込手数料は各学校の負担。
会 費 : 全日制 (専攻科を含む) 900円、定・特支450円

- 2 追加加入の手続きと会費納入手続き

追加加入の手続きは、例年通り「追加加入届 (様式4)」の提出し、会費を振り込んでください。振込手数料は各学校の負担。

- (1) 追加加入の手続き…「追加加入届 (P10様式4)」を提出
(2) 会費納入手続き … 加入月により金額が異なります。(別表参照)

Q 4 : 年度途中、県外の高校 (他県の安全振興会等にすでに加入済) から転校してきた生徒がいるが?
A : 追加加入の手続きは「安全振興会の手引」にある「追加加入届」をコピーして必要事項を記入の上提出し、別表記載の会費を振り込んでください。

II 見舞金等の給付について

- 1 見舞金の対象となる災害

- (1) 対象となる災害は…学校の管理下での災害が対象 (2)等を参照)
ただし、中学校から引き続いている災害は対象となりませんので、スポーツ振興センターから送られてきた「医療費支払通知書」に「中学校時の災害」と記入してください。
- (2) 学校の管理下とは…独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 (第5条2項) 及び省令 (第26条) の定めを準用。それ以外は常識的に学校の管理下であっても対象にはならない。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。

(例) ア 各教科 (科目) の授業 イ 学級活動・ホームルーム活動
ウ 修学旅行 エ 海外研修など

② 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。

(例) ア 部活動 (オリンピックやその予選、海外遠征は除外)

③ 休憩時間中、その他校長の指示又は承認に基づき学校にあるとき。

(例) ア 始業前 イ 業間休み ウ 放課後 (始業前の著しく早い時間又は授業終了後の著しく遅い時間にあつては、特別の事情のない限り含まれない。)

④ 通常の経路及び方法により通学するとき。

(例) ア 登校中・下校中 (学校教育を受けるため、生徒が住居又は職場と学校との間を往復する場合)

⑤ 学校外で授業が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居との間の合理的な経路、方法による往復中

(例) ア 鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など。

⑥ その他

Q 5 : 学校の (常識的な) 管理下 (校長の管理・監督権の及ぶ範囲) の災害であれば全て見舞金給付の対象となるか?

A : 学校の管理下の範囲は、日本スポーツ振興センター法施行令の定めに準じます。スポーツ振興センターでは細かな定めがあり、校長の管理・監督権の及ぶ範囲であっても、その全てが給付の対象にはならない。

(学校の管理下に含まれない例)

- ① 修学旅行以外の海外研修等 → 教員引率の場合は含まれるように改正。
- ② オリンピックやその予選への参加
- ③ 授業中にエスケープし、学校外へ出た場合
- ④ 現場実習で、学校の指示、実習先の監督者の指揮下を離れた行動
- ⑤ 遠足、修学旅行などの際における休憩時間について、学校の指揮下を著しく離れた場合
- ⑥ 学校が奨励するボランティアであっても、グループ又は個人で自主的に参加する場合
- ⑦ 部活動における合宿訓練中、合宿施設・訓練場外における恣意的行動による場合
- ⑧ 住居から職場へ出勤し、職場から学校へ登校する場合の、職場と住居との間

2 見舞金等の種類

(1) 普通見舞金… スポーツ振興センターの給付対象となった災害 に対する見舞金
普通見舞金の種類 ① 傷病見舞金 ② 障害見舞金 ③ 死亡見舞金

(2) 特別見舞金… 学校管理下の災害であっても、スポーツ振興センターの給付対象とならない災害の場合や、相手方から補償 (例: 交通事故) があつたため、スポーツ振興センターから給付がない場合の災害 に対する見舞金

特別見舞金の種類 ① 傷病見舞金
① 障害見舞金 (ア センターの給付対象とならなかつた 1～2 本の
歯科補綴 イ その他の障害)
③ 死亡見舞金

(3) 供花料… 生徒が死亡（学校の管理下外も対象） した場合

Q 6 : 死亡見舞金が給付された生徒にも供花料は出るか?… A : 出る

Q 7 : 同一の災害で、普通見舞金と特別見舞金の両方が給付されることはあるか?
A : ある
(1~2本)の歯牙破折…①治療に対し傷病見舞金(普通見舞金)②歯科補綴に対し障害見舞金(特別見舞金)を給付

Q 8 : 登校中交通事故で10日間入院していた生徒が死亡したが、給付される見舞金は?

A : ①傷病見舞金(特別見舞金)②死亡見舞金(特別見舞金)③供花料

3 見舞金請求の手続きと見舞金給付までの事務

(1) 請求の出発点

ア 普通見舞金…①傷病見舞金 ②障害見舞金 ③死亡見舞金ともスポーツ振興センターから送られてきた「医療費支払通知書」のコピー(両面不可)を振興会に送付。
障害と死亡の場合は、センターに提出した災害報告書のコピーを添付のこと。

イ 特別見舞金・供花料…「特別見舞金等請求書(P12様式6)」を作成し、添付書類を添えて振興会に送付。

(2) 特別見舞金の添付書類

①共通する書類…「災害報告書(P13様式7)」学校の管理下・登下校時の災害の確認

②傷病見舞金…「入院・通院証明書(P14様式8-1,8-2)」入院・通院日数の確認

③障害見舞金…「障害報告書(P16様式9)」…障害の程度の確認

④死亡見舞金…「死亡報告書(P18様式10)」…死亡状況の確認

(3) 供花料…「特別見舞金等請求書(様式6)」のみで添付書類なし。
(備考欄に死亡原因を記入 例:交通事故、心不全、自死等)

(4) 見舞金給付までの事務

ア 普通見舞金…振興会から送られてきた「普通見舞金(傷病・障害・死亡)請求書」(様式5)の「学校記入欄」に記入、学校保存用としてコピーをしてから返送。

振興会では、①「学校記入欄」に記載の銀行口座に見舞金を振込む。
②振込んだことを学校と保護者に文書で連絡。(振込先が学校口座の場合は、保護者あて文書は学校に送付)

イ 特別見舞金・供花料…請求後の事務はなし。

振興会では、①「特別見舞金等請求書」に記載の銀行口座に見舞金を振込む。
②振込んだことを学校と保護者に文書で連絡。(振込先が学校口座で保護者住所の記載がない場合、保護者宛文書は学校に送付)

Q 9 : スポーツ振興センターから送られてきた「医療費支払通知書」のコピーを何号まで振興会に送ったか忘れてしまったが？

A : 電話で問い合わせして下さい。すぐにお知らせします。

Q 10 : 前年度の送り忘れた「医療費支払通知書」のコピーが出てきたが？

A : すぐに送ってください。処理します。

Q 11 : 「医療費支払通知書」の号数って何？

A : スポーツ振興センターから送られてきた「医療費支払通知書」の右上隅の発番の号数です。

Q 12 : 傷病見舞金の給付の原則は？

A : 怪我等が治癒した時に給付します。備考欄に「治癒」と記載して下さい。

(例外) ①治癒はしていないが、治療が中止になったとき。

②高額医療で、振興会の給付額が高額となったとき。

③治癒又は中止していないが、スポーツ振興センターへの請求が何ヵ月も行われないうち。

Q 13 : 特別見舞金（傷病見舞金）で

①入・退院を繰り返した場合の見舞金の額は？

②同じ日に2ヵ所の病院に通院した場合の見舞金の額は？

A : ①入院日数を合算して見舞金の額を決定します。

②通院の場合、通院した日数で見舞金の額を決定しますので、同一日に2ヵ所に通院しても1日として計算されます。

Q 14 : 「入院・通院証明書」で医師の証明をもらう場合、入退院を繰り返した場合や、通院の月数が5か月以上の場合、記載はどうするか？

A : 手引きの用紙をコピーして、複数の用紙を用意して証明してもらうか、適宜用紙を貼付して証明してもらうか工夫してください。

4 特別見舞金（障害見舞金）[1～2本の^{ほてつ}歯科補綴]の障害報告書の留意事項

(1) ①「医師の証明」をもらう際は、様式9の(特)障害報告書の用紙とともに、次の17ページの「証明の際の留意事項」も生徒に渡してください。

②証明書に「歯牙の欠損又は破折の状態」と「歯科補綴の状況」の両方が記載されているか、確認してください。

Q 15 : 1～2本の歯牙障害の場合、特別見舞金（障害見舞金）は必ず出るか？

A : 「安全振興会の手引」17ページに記載の「歯科補綴を加えたもの」に該当しない場合は、見舞金は給付されない。

5 給付を受ける権利の時効

(1) 共済規程11条……給付を受ける権利は、次に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効により消滅する。(P25)

(2) 「次に定める時」とは

ア 普通見舞金

スポーツ振興センターの災害共済給付金が決定した時

イ 特別見舞金

①傷病見舞金……治療のための入院・通院が終了した時

②障害見舞金……障害が固定し等級が定まった時

③死亡見舞金……被共済者が死亡した時

6 見舞金等の給付期間 … (日本スポーツ振興センター法施行令を参照)

- (1) 共済規程10条……見舞金等の給付の期間は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の定めるところによる。
(施行令3条2項 同一の負傷又は疾病に関しては、医療費の支給開始後10年まで)

7 請求事務に必要な書類(諸用紙)について

- (1) 諸用紙について……手続きに必要な諸用紙は、「安全振興会の手引」に載っている様式をコピーしてお使いください。
(2) 安全振興会宛ての封筒に貼る「宛名シール」…ご請求いただければお送りいたします。

8 その他

Q16 平成31(令和元)年度から傷病見舞金の給付規程が変更になったが、何時の災害から適用されているのか。

A 災害が起こった日を基準に適用している。従って、平成31年4月1日以降の災害から適用されている。

Q17 障害が残った生徒の障害見舞金の額はどのように規程されているのか。

A 障害見舞金の額は、障害の等級(手引き25頁別表1, 3)で決まります。
なお、医師が障害の等級を認定した日が支給対象の等級となります。

Q18 学校に送付した普通見舞金請求書(様式5)の中で調査しても、口座番号が不明な生徒の扱いはどうすれば良いか。

A 調査しても口座番号が不明な生徒の欄を空欄にして提出してください。後日判明した場合には、追加で提出してください。

Q19 「歯牙欠損見舞金」やコロナ関係のセンターの見解は。

A 資料5の照会を参照。

設置者住所 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

令4日ス振給二第243号
令和5年3月6日

設置者名

埼玉県教育委員会

教育長 高田 直芳 殿

医療費支払通知書

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

システムでは
理事長印の
捺印は省略
しています。

令和5年2月2日付けで請求のあった災害共済給付に係る給付金について、下記のとおり決定しましたから通知します。

学年 (年齢) 性別	被災児童生徒等氏名	災害発生年月日 初回・継続別(月分)	傷病名 (医療等の状況から転記してください)	医療費 給付金請求額 食事療養費 その他	転 帰	支払額 又は 決定内容	報告書番号	備考
1 男		令和5年 月 日 初回(令和5年 月分)	右腓腹筋断裂	1,913点 0点	円 0円	円 7,652円	継続	
1 男		令和5年 月 日 初回(令和5年 月分)	調剤	227点	円 0円	円 908円		
学校(保育所等)名						本項計	8,560円	
合計						120,843円		

(注) この請求書の用紙は、日本工業規格A4横型とすること。

資料5

「歯牙欠損見舞金」の支給等について(照会)

1 独立行政法人日本スポーツ振興センター回答

(1) 「歯牙欠損見舞金」の支給について

Q センターのホームページ 2021年3月10日「お知らせ」にある「歯牙欠損見舞金」の支給については、従来の歯3本以上が障害認定で支給対象となっていたものに、新たに喪失歯(根から全部取れてなくなったもの)なら、1本からでも見舞金(1歯につき8万円)を支給することを加えたものと理解してよいか。

A その通りです。

学校の管理下における災害により生じた1歯以上の歯牙の欠損に対し、「歯牙欠損見舞金」を支給します(障害見舞金の対象となるものを除きます)。

Q 本県の共済規定(他県も同様の趣旨)には、「学校の管理下の災害により歯科補綴を受け、スポーツ振興センターの障害見舞金の対象とならない場合、歯科補綴1本につき5万円給付」となっており、今回のセンターの付帯業務とは矛盾(重複)しないと解釈してよいか。

A その通りです。

(2) 新型コロナウイルス感染症について

Q センターのホームページの「よくあるご質問」に掲載されている新型コロナウイルス感染症について、全て支給対象となるのか。

A 発症の原因が学校の管理下かを保健所等を介して個別に確認し、特定されれば、支給対象としている。

PCR検査費用は、支給対象となるが、結果が陰性の場合には支給対象とならない。

(3) 便秘症や扁平足などの曖昧な病名での支給認定について

Q センターの「医療費支払通知書」の写しの傷病名で判断している。便秘症や扁平足など、学校管理下とは思えない病名も見受けられるが如何か。

A 学校管理下が前提で、便秘症は調査して、胃炎等に及んでいた場合に認定している。扁平足も怪我が原因ならば支給している。

2 回答者

独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校安全部給付第二課(埼玉県担当) 倉本氏

3 照会者

(一財)埼玉県高等学校安全振興会 事務局長 赤松 峰親

4 照会日 令和3年3月22日 電話

別表5 普通見舞金（傷病見舞金）支給額表

単位：円

スポーツ振興センター給付額	振興会見舞金の額
15,000～	4,500
30,000～	9,000
45,000～	13,500
60,000～	18,000
75,000～	22,500
100,000～	30,000
150,000～	45,000
200,000～	60,000
250,000～	75,000
300,000～	90,000
350,000～	105,000
400,000～	120,000
450,000～	135,000
500,000～	150,000
550,000～	165,000
600,000～	180,000

別表

加入の月と会費額

全日制		定時制・特別支援	
加入月	会費(円)	加入月	会費(円)
5月	800	5月	400
6月	700	6月	400
7月	600	7月	300
8月	600	8月	300
9月	500	9月	300
10月	400	10月	200
11月	400	11月	200
12月	300	12月	200
1月	200	1月	100
2月	200	2月	100
3月	100	3月	100

令和5年 月 日発行

共 済 証 書 (例)

一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会は、埼玉県立 高等学校(PTA会長・校長)との間で、貴校生徒を被共済者とした令和5年度共済契約を下記の内容で締結をします。

- 1 共済加入者 加入PTA会員
- 2 被共済者 加入PTA会員の子女
- 3 共済契約締結日 令和5年3月15日
- 4 共済対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
但し、細部については、共済規程第6条の定めによるものとする。
- 5 会 費 全日制・専攻科900円、定時制・特別支援学校450円
- 6 共済内容 学校管理下における生徒の災害に対する共済金の給付共済金額(見舞金額)の最高額は次のとおりとする。

内 容		見舞金の額
普通見舞金	傷病見舞金	18万円
	障害見舞金	15～500万円
	死亡見舞金	500万円
特別見舞金	傷病見舞金	15万円
	障害見舞金	5～250万円
	死亡見舞金	250万円
供 花 料		10万円

但し、障害見舞金については、障害の等級が定まった年度の見舞金を適用する。

一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会

理 事 長 小澤 拓

さいたま市浦和区高砂2-2-20

かぶらぎビル4F

電話048-834-3480

Fax 048-767-5684